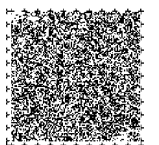


各 論



第1章 共に生活するために

第1節 「心のバリアフリー」の推進

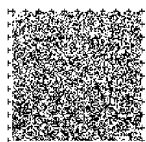
現状と課題

(障害や障害のある人への理解促進)

- ◆ 平成24年10月の「障害者虐待防止法」の施行、平成28年4月の「障害者差別解消法」及び改正された「障害者雇用促進法」の施行等を受け、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の推進が全国的に求められています。
- ◆ 県の基礎調査でも、行政に最優先で取り組んでほしい施策として、「障害についての理解を深めるための活動の充実」を挙げた割合が21.4%と全体の4番目を占める結果となっています。
- ◆ しかしながら、平成28年12月に県が実施した県民意識調査では、「障害者差別解消法を知っている」と回答した割合が36%にとどまったほか、障害のある人に対して同様の質問をした基礎調査でも、同法を「知っている」と回答した割合は22.6%と低い水準となっており、制度の浸透を含め障害及び障害のある人に関する相互理解は十分に進んでいるとはいえない状況にあります。
- ◆ 障害のある人が抱えている日常生活・社会生活上の困難さは、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁によって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、「障害は限られた人だけの問題である」という意識上の壁を取り除く「心のバリアフリー」の推進が重要であり、障害や社会的障壁、合理的配慮等についての理解を深めるための広報・啓発活動をより一層推進するとともに、体験や交流を通じた福祉学習の機会を設け、障害がある人への理解、関心を高めることが必要となっています。
- ◆ 特に、子どもの発達段階に応じて、早い時期から障害のある人とふれあう機会を持つことで、障害のある人の存在が決して特別なことではなく、ごく身近な地域で一緒に暮らしているということや、障害のある人に対する一方的な援助ではなく、相互に支え合うことが社会において大切であることを理解することが重要です。

(虐待防止・権利擁護)

- ◆ 障害者虐待防止法の施行に伴い、国や地方公共団体、障害福祉施設の従事者等、企業の利用者などに障害のある人に対する虐待の防止等のための責務が課されたとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務が課されることとなりました。
- ◆ これまでも、県では、市町村や国等の関係機関と連携し、普及啓発活動を通じた障害のある人への虐待の未然防止や、相談支援体制の整備に努めてきましたが、毎年、一定数の虐待の事実が確認されており、障害のある人の権利擁護の一層の充実が求められています。
- ◆ また、平成28年7月に神奈川県障害者支援施設で発生した痛ましい事件を繰り返さないためにも、「命の重さは障害のあるなしによって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有していく必要があります。



施策の方向

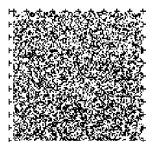
1 差別解消・虐待防止・権利擁護の推進

(啓発・広報活動の充実)

- ◆ 障害当事者や支援者の団体，関係機関と連携し，「障害者週間（12月3日から9日まで）」や「障害者雇用支援月間（9月）」等における啓発活動を推進します。
- ◆ 障害のある人となない人との心のふれあい，相互の理解促進をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」の募集を行い，優れた作品については表彰を行います。
- ◆ 知事への提案「明日のみやぎに一筆啓上！」などを通じて寄せられる障害福祉に関する県民からの意見を施策の展開に活かすとともに，県の広報媒体を通じた情報発信や，障害福祉サービス及び障害を理由とする差別等をテーマとした「みやぎ出前講座」の実施等を通じて，障害や障害のある人，社会的障壁等への理解を促進します。
- ◆ 内部障害や難病の方など，外見からは障害があることがわかりにくい方々に対して周囲の方に援助や配慮を促す「ヘルプマーク」等に関する制度や，歩行が困難な人のための駐車場利用証を発行・配布する「パーキングパーミット制度」の導入は，有効な合理的配慮の一つと考えられることから，全国の状況や関係者の意見等を踏まえながら，本県における導入の検討を進めます。

(相談体制の整備・相談員の資質向上等)

- ◆ 市町村や関係機関等と連携し，障害を理由とする差別等に関する相談体制の整備を推進し，紛争等の未然防止に努めます。
- ◆ 障害がある人に対する差別や虐待に関する県の総合相談窓口である，「宮城県障害者権利擁護センター」を設置・運営し，障害を理由とする差別に関する相談事例や合理的配慮事例等を収集・分析し，市町村や障害福祉サービス事業者，関係機関等に対して積極的な情報提供を行うとともに，各機関における相談員に対する研修会を開催します。
- ◆ 障害者でんわ相談室を設置し，財産や消費生活，雇用・勤務関係，家族や知人等との人間関係など，障害のある人の生活全般にわたる相談に対応します。
- ◆ 障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の役割を担う「宮城県障害者施策推進協議会」等の場において，障害を理由とする差別の解消や社会的障壁の除去に貢献する取組を検討し，行政機関のみならず，関係機関と横断的に連携した施策を展開します。



(権利擁護の推進)

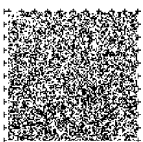
- ◆ 障害者相談支援従事者研修などの各種研修において、障害のある人に対する虐待の防止について取り上げ、その意識啓発に努めます。
- ◆ 知的障害のある人など判断能力が不十分な人たちの権利を擁護するため、宮城県社会福祉協議会内に設置された「みやぎ地域福祉サポートセンター（通称：まもりーぶ）」を支援し、市町村社会福祉協議会とも協力しながら、日常的な金銭管理や財産管理、福祉サービスの利用援助等を行うとともに、必要に応じて成年後見制度が活用されるよう周知を図ります。
- ◆ 知的障害のある人や精神障害のある人等に、法律問題に関する専門相談窓口を紹介します。
- ◆ 事業者の自己評価に加えて、第三者評価を導入して利用者の客観的な判断材料を提供するとともに、事業運営における問題点を客観的に把握し、サービスの質の向上に取り組めるようにすることが必要です。このため、県の第三者評価制度である宮城県福祉サービス第三者評価制度の普及啓発を図り、評価を受ける事業者の拡大を促進します。
- ◆ 障害福祉サービス事業所や精神科病院等において、障害のある人等の金銭管理やプライバシーに配慮した適切な支援が行われるよう、実地指導等の充実を図ります。

2 福祉教育・地域交流の促進

- ◆ 相互理解の促進を図るため、宮城県障害者福祉センターや県立社会福祉施設等において、キャップハンディ体験の指導者など、障害のある人への支援ボランティアの養成を行います。
- ◆ 学校や関係団体等とも連携しながら、障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、ボランティア及び地域住民が共に活動する機会の充実を図ります。
- ◆ 心身に障害のある子どもを保育所や放課後児童クラブで受け入れ、障害のない子どもと一緒に保育する統合保育を促進します。
- ◆ 障害に対する理解と認識を一層深めるため、地域住民やボランティア等との交流を深めるイベントの開催を支援します。

3 ボランティア活動の振興

- ◆ 障害者スポーツ大会や各種レクリエーション活動などのイベント等を開催・支援することにより、障害のある人とボランティア等、様々な人たちが一緒に活動する機会をつくり、障害に対する理解や支え合う意識を広げていきます。
- ◆ 宮城県社会福祉協議会内の「みやぎボランティア総合センター」や市町村社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの活動を支援するとともに、宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）が有する情報収集・提供機能や相談・コーディネート機能を活かし、情報発信ツールである「みやぎNPO情報ネット」へのボランティア募集情報の掲載を

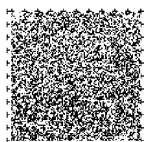


はじめ、ボランティア活動の促進に資する事業に取り組みます。

- ◆ ボランティア活動の場の提供や窓口、情報交換の場の整備に努めながら、その活動を支援・促進していきます。
- ◆ 手話・要約筆記・点訳などの障害のある人の意思疎通支援に関するボランティアの育成を促進します。
- ◆ 住民が積極的にボランティア活動に参加できるように、障害福祉サービス事業所をはじめとした社会福祉施設における受入体制の整備を促進します。

4 行政サービス等の配慮

- ◆ 県が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、管理職又は新任の県職員に対する内部研修等を実施し、障害のある人に対する理解の促進と適切な対応ができる環境整備を推進します。
- ◆ 障害のある人が、県が主催する会議や各種行事等に参加しやすい環境づくりのため、手話通訳や要約筆記、資料の点訳等の合理的配慮の提供を行います。
- ◆ 障害のある人が、行政関連情報を円滑に取得・利用できるよう、ホームページや広報誌など、県の広報媒体における情報アクセシビリティの向上を図ります。



第2節 「情報のバリアフリー」の推進

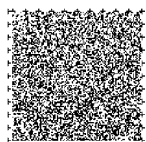
現状と課題

- ◆ 情報は日常生活や社会生活を営む上で欠かせないものであり、障害のあるなしや年齢等に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、円滑に利用できるアクセシビリティの向上が必要です。
- ◆ また、障害のある人が抱えている困難等についての理解を深め、社会的障壁の除去や、障害のある人の社会参加を一層促進する観点からも、障害特性に応じたコミュニケーション手段の確保・充実が併せて求められています。
- ◆ 県内において、こうした情報の取得・利用やコミュニケーション支援が特に必要と考えられる視覚障害のある人は約5,200人、聴覚・平衡機能に障害のある人は約6,300人、音声・言語機能障害のある人は約1,100人となっています。
- ◆ こうした中、ホームページや電子メール、ソーシャル・ネットワーク・サービスなど、情報通信技術の活用は、障害のある人にとって、単に情報の取得・利用にとどまらず、コミュニケーションの幅を広げ、社会参加の促進に有効な手段となっています。
- ◆ また、県立の情報提供施設である「宮城県視覚障害者情報センター」及び「宮城県聴覚障害者情報センター」などの障害がある人への情報提供機能の充実や、手話通訳者・要約筆記者などのコミュニケーション人材についても引き続き計画的な育成・確保を図っていく必要があります。

施策の方向

1 コミュニケーション支援

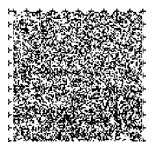
- ◆ パソコン講習会やボランティア派遣などにより、障害のある人のIT機器の利用を促進します。
- ◆ 障害のある人のIT利活用に関する総合的なサービス拠点として、「みやぎ障害者ITサポートセンター」を設置・運営し、IT講習会の開催や、訪問支援を含むIT利活用に関する相談対応等を行うほか、より高度なIT技術の修得を通じた就労支援に取り組みます。
- ◆ 市町村における手話通訳員の設置や手話通訳者、要約筆記者の派遣など、意思疎通支援事業のサービス内容の充実を促進します。
- ◆ 手話通訳者や要約筆記者、点訳・音訳奉仕員の計画的な養成や、その資質の向上を図ります。
- ◆ 身体障害のある人などのパソコン入力や利用を支援するパソコンボランティアを養成し、派遣します。
- ◆ 盲ろう者のコミュニケーションを確保するため、指文字、触手話等により通訳を行う盲ろう者通訳・介助員の養成と資質の向上を図ります。
- ◆ 難聴者や中途失聴者に対して、それぞれの能力に応じた手段（補聴器、筆談、手話、読話及び口話）でコミュニケーションを行う能力の習得訓練と社会生活上必要な情報提供に関する講習を実施します。



- ◆ 筋ジストロフィーや筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）等難病患者の病状の進行に伴うコミュニケーション障害に対し、それぞれの能力に応じた手段（補装具、透明文字盤等）でコミュニケーションを行えるよう必要な情報提供と支援を行います。

2 障害の特性等に配慮したアクセシビリティの向上

- ◆ 県の公式ホームページについて、視覚障害や聴覚障害のある人への配慮などアクセシビリティの向上に努めるとともに、県広報紙の点字版及び音声版を作成し、希望する障害のある人に配布するなど、県政の話題や施策等に関する情報の提供を更に推進します。
- ◆ 市町村が実施する日常生活用具給付事業等を支援し、コミュニケーション支援機器等の普及促進を図ります。
- ◆ 視覚障害のある人に対し、点字図書や録音図書などを製作し、情報提供を行うとともに、点訳・音訳等奉仕員を養成する「宮城県視覚障害者情報センター」を運営します。さらに、図書等を視覚で認識することに障害のある人のため、公共図書館と宮城県視覚障害者情報センターとの連携を促進します。
- ◆ 聴覚障害のある人に対し、総合的・専門的な相談事業や、聴覚障害に関する様々な情報提供、手話通訳者や要約筆記者の養成・研修・派遣等を行い、聴覚障害のある人と地域の交流・社会参加を促進する「宮城県聴覚障害者情報センター（愛称：みみサボみやぎ）」の運営委託を行います。
- ◆ テレビ番組に字幕を挿入したＤＶＤ等を作成し、聴覚障害のある人への貸出を行います。



第3節 誰もが住みやすいまちづくりの推進

現状と課題

- ◆ 本県では平成8年7月に「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、いち早く社会福祉施設や、道路、公園、公共交通機関の施設など、公益的施設等において障害のある人や高齢者が円滑に利用できるような整備を進めてきました。
- ◆ また、平成18年12月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行され、障害のある人等が円滑に移動できるようにするなど、積極的に社会参加できる環境整備が促進されています。
- ◆ さらに、誰もが住みやすい社会を目指す観点から、障害のあるなしにかかわらず、誰もが使いやすい共用性にも配慮する、いわゆる「ユニバーサルデザイン」の視点が求められています。
- ◆ しかしながら、基礎調査における「最優先で取り組んでほしい施策」として、「障害のある人に配慮した建物や交通機関などの整備（16.0%）」を挙げる人が一定数存在しているほか、「外出しやすくするために必要なこと」として、「公共交通機関が充実していること（22.6%）」や「施設・道路などが整備されていること（11.6%）」を挙げる声があり、障害のある人をはじめとする、全ての県民が安心して生活を営むことのできる住みよい社会の実現に向け、今後、より一層のバリアフリー・ユニバーサルデザイン社会の実現のための施設整備等が必要となっています。

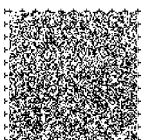
施策の方向

1 誰もが住みやすいまちづくりの総合的推進

- ◆ 障害のある人が利用しやすい施設の情報提供や、障害のある人もない人も住みやすいまちづくりへの理解を深めるための普及啓発を図ります。
- ◆ ユニバーサルデザインによる製品の普及や環境の整備が進められるよう、様々な機会を捉え、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に努めます。
- ◆ ものづくり、まちづくり、観光などの施策の推進に当たって、ユニバーサルデザインの考え方を基本とします。県が施設や道路などを整備する際に、利用する立場から障害のある人などの声を充分反映させる仕組みづくりを推進します。

2 公益的施設等の整備

- ◆ だれもが住みよい福祉のまちづくり条例等に基づき、県や市町村の設置する施設のバリアフリー化はもとより、公益的施設のバリアフリー化を促進します。
- ◆ 誰もが住みやすいまちづくりのために、建物だけでなく、周辺の道路や河川公園・都市公園などの整備についても、障害のある人が利用しやすい環境づくりに配慮します。
- ◆ 観光地のバリアフリー化を促進し、障害があっても快適に旅行を楽しめるような観光地を目指します。



- ◆ 県内の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレを整備します。

3 公共交通機関等の整備

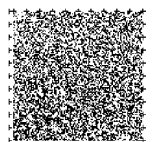
- ◆ 障害のある人をはじめとする交通弱者の通院や通学，買い物など地域住民の日常生活に不可欠な生活交通バス路線をはじめとした公共交通の維持のための市町村等への支援を行います。
- ◆ 障害のある人の円滑な移動を確保するため，鉄道駅舎等におけるエレベーターの整備や低床バスの導入を支援します。
- ◆ 県のホームページに「バリアフリー情報マップ」を掲載し，交通施設などのバリアフリー情報を引き続き提供していきます。

4 道路交通環境の整備

- ◆ 歩道の整備やわかりやすい道路標識の整備，音響誘導による視覚障害者用信号機や横断時間を延長する弱者感应信号機の設置，整備等を推進します。
- ◆ 社会福祉施設の周辺道路及びアクセス道路等の整備，歩道の整備，道路の緑化等を行います。

5 移動手段の確保

- ◆ 市町村が実施する移動支援事業等に対する支援を行うとともに，障害のある人に対する運転免許取得や自動車改造費の助成事業等に関する情報提供を行います。
- ◆ 公共交通事業者等に対して，地域の実情等に応じて，障害のある人の運賃等の減免を働きかけていきます。
- ◆ 障害のある人の自立と社会生活に必要な身体障害者補助犬（盲導犬，聴導犬，介助犬）を育成する事業者に対して，育成費用の一部を補助するとともに，補助犬に対する県民の理解を促進します。
- ◆ 福祉有償運送の理解と普及，更には行政や関係団体等が協働しながら，移動制約者の社会参加と家族等の介護負担の軽減を図り，よりよい地域生活を送ることができる環境づくりを推進します。



第2章 いきいきと生活するために

第1節 活動・活躍の機会創出と参加促進

現状と課題

(生きがいの創出・介護者の負担軽減)

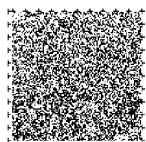
- ◆ 障害のある人が生きがいを感じながら、充実した地域生活を送るためには、様々な活動の場や学習の機会を確保し、その充実を図る必要があります。
- ◆ また、基礎調査の結果では、障害のある子どもの保護者の「放課後・休日の困り事」として、子どもの養育のために外出や就労が困難と回答している割合が高くなっており、こうした課題への対応についても、関係機関と協議を進めていく必要があります。

(外出・日中活動)

- ◆ 障害のある人の「外出の頻度」を聞いた基礎調査の結果では、全体の6割以上の人が週1回以上外出すると回答していますが、その目的（※複数回答）は買い物（82.2%）や散歩（37.7%）となっており、趣味（11.2%）・習い事（6.4%）や地域行事への参加（6.9%）等の目的で外出する割合は低い水準にあります。また、障害種別にみると、精神障害のある人の外出割合が低い傾向にあります。
- ◆ また、「外出しやすくするために必要なこと」としては、交通費の軽減（22.8%）や公共交通機関の充実（22.6%）、移動支援の充実（14.0%）等の移動手段に関することを挙げる声が多かった一方、障害に対する理解が深まること（15.8%）、障害がある人も参加できる行事が充実すること（13.8%）といった意見もあり、活動の場の充実と周囲の人達の理解促進も求められています。
- ◆ 18歳以上の障害のある人の「平日の日中過ごしている場所」を聞いた基礎調査では、自宅（39.3%）や入所施設・病院（12.8%）と回答した割合が、職場（17.3%）や通所サービス事業所等（18.2%）を上回る結果となっており、日中活動の場の一層の充実が求められています。

(スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動)

- ◆ スポーツやレクリエーション、芸術文化に関する活動は、障害のある人の心身の機能訓練、生きがいの創造、社会参加意欲の促進等の面で大きな効果があるほか、障害のある人となない人との活動を通じた交流により、相互の理解を一層深める効果も期待されます。
- ◆ 障害のある人のスポーツ等の活動は、徐々に広がりを見せているものの、関連施設や指導者が身近にいない等の制約により、参加の意思がありながら、これらの活動に参加できずにいる人もいることから、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、このような制約を解消し、競技人口の拡大や参加の機会をより増やしていく取組が必要です。
- ◆ 近年、障害のある人が芸術家として活躍する姿が報じられるなど、障害のある人の芸術活動への注目が集まっていますが、一部の活動にとどまっていることから、より多くの人が取り組むことができるよう、障害のある人の芸術・文化活動を推進する必要があります。



施策の方向

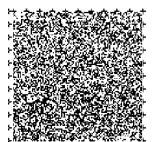
1 日中活動の場・学習機会等の充実

(サービスの充実等)

- ◆ 「宮城県障害福祉計画」に基づき、引き続き、生活介護や就労支援施設、放課後等デイサービスなどの計画的な整備を推進します。また、事業所の運営について、県や市町村による実地指導等を通じて、事業所の提供サービスの質の向上等を図ります。
- ◆ 市町村が行う地域生活支援事業における移動支援事業や、地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を担う地域活動支援センターの機能充実に対する費用の一部を補助します。
- ◆ 県による合理的配慮の一環として、県が主催するイベント等に手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、資料の点訳等を行い、障害のある人の参加促進を図ります。
- ◆ 公共交通事業者等に対して、障害のある人の運賃割引等を働きかけるとともに、積極的な情報提供を行います。
- ◆ 地域活動支援センター等に通所して活動ができる状態まで回復しておらず、自宅に閉じこもりがちな精神障害のある人に対して設置するコミュニティサロン（集いの場）の運営を支援し、自宅から外出する機会を増やすとともに、同じ障害のある人との交流等を通じて再発の予防や社会復帰の促進を図ります。
- ◆ 市町村などにおける障害児保育事業の充実や放課後児童健全育成事業における障害のある子どもの受入れの促進などを働きかけていきます。

(関連施設の運営等)

- ◆ 障害に関する相談・研修事業や、障害のある人の日中活動訓練、スポーツ体験、趣味の教室などを行う「宮城県障害者福祉センター」を運営します。
- ◆ 視覚障害のある人に対し、点字図書や録音図書などを製作し、情報提供を行うとともに、点訳・音訳等奉仕員を養成する「宮城県視覚障害者情報センター」を運営します。
- ◆ 聴覚障害のある人に対し、総合的・専門的な相談事業や、聴覚障害に関する様々な情報提供、手話通訳者や要約筆記者の養成・研修・派遣等を行い、聴覚障害のある人と地域の交流・社会参加を促進する「宮城県聴覚障害者情報センター（愛称：みみサポみやぎ）」の運営委託を行います。
- ◆ 宮城県図書館において、障害のある人等に配慮した各種設備や機能の充実を図るとともに、生涯学習に関する情報提供や普及啓発を行います。



2 スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興

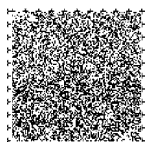
- ◆ 障害のある人の健康増進やスポーツの振興等のための施設である宮城県障害者総合体育センターを運営するとともに、宮城県身体障害者福祉協会が管理運営する温水プールの有効活用を推進します。
- ◆ 障害のある人もない人も一緒に楽しめるスポーツの普及促進とともに、障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導員を養成・確保し、障害者スポーツへ参加する機会の充実を図ります。
- ◆ 障害のある人のレクリエーション活動を振興し、仲間づくりを支援します。
- ◆ 各団体が実施する各種のスポーツ・レクリエーション事業を支援するとともに、趣味の教室などの文化活動を推進します。
- ◆ 競技スポーツ及びレクリエーションとしてのスポーツの振興を図るため、「全国障害者スポーツ大会」などの大会への選手派遣をはじめ、県主催の障害者スポーツ大会の開催や、各種障害者競技団体が行う大会の支援を行います。
- ◆ 関係団体と連携し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障害者スポーツ人口の拡大と参加機会の拡充に向けた一層の普及啓発を図ります。
- ◆ レスパイト機能等を備えるなど、障害のある方やその家族の様々なニーズに対応する心身障害者保養施設「七ツ森希望の家」を運営します。
- ◆ 障害のある人が、書道や写真等創作活動を始める契機として、また、作品発表の場として作品コンテストを引き続き開催します。
- ◆ 障害のある人の芸術文化活動の場の確保や、県民の障害に対する理解の促進に大きく貢献している「とっておきの音楽祭」の開催を引き続き支援します。



宮城県・仙台市障害者スポーツ大会
(陸上競技)



特別支援学校における余暇活動
(書道教室)



第2節 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実

現状と課題

(インクルーシブ教育システムの推進)

- ◆ 我が国では、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」で提唱されている、障害のある者となない者が共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の推進のための特別支援教育が求められています。多様な学びの場の整備や、ICT（情報通信技術）活用等の教育環境の整備、卒業後の心豊かな生活の実現に向け、地域における支援体制の整備を更に進めていくことが必要とされています。
- ◆ 本県においても、国内外の動向を踏まえ、平成27年2月に「宮城県特別支援教育将来構想」を策定し、障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開することとしています。

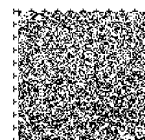
(各学校等の課題)

- ◆ 障害を理由とする特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、就学前の乳幼児期から医療や福祉、保健、労働等の関連分野と連携した、より専門的な教育相談の充実と、必要な情報を適切に就学先へ引き継ぐ「切れ目のない支援体制」の確立が必要とされています。
- ◆ 小・中学校及び高等学校等においては、知的障害や自閉症、情緒障害など、一人一人の多様な教育的ニーズに対応するため、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の一層の整備・充実や、教員の専門性の向上、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成・活用等が求められています。
- ◆ 特別支援学校においては、重複障害や医療的ケアの対象児童生徒が増加しており、教員の障害に関する専門知識・技能等の向上が求められているほか、幼稚園、保育所等から高等学校まで広く助言を行うセンター的機能の一層の充実を図る必要があります。また、知的障害特別支援学校の狭あい化が進んでおり、その解消に向けた取組が必要となっています。

施策の方向

1 切れ目のない支援体制の構築

- ◆ 障害のある幼児や児童生徒に対し、ライフステージに応じた一貫した支援を行うため、「宮城県特別支援連携協議会」を設置し、教育、医療、福祉、保健、労働等の連携体制を構築します。
- ◆ 障害のある児童生徒の就学先決定のための総合的な判断や手順等をまとめた「教育支援の手引き（平成26年度発行）」を活用し、市町村教育委員会の教育支援体制の充実を支援します。
- ◆ 各教育事務所や市町村教育委員会等を対象とした、就学指導のあり方や就学事務手続等



についての説明会や障害のある子どもの適切な就学先決定や教育相談に関する研修を開催します。

- ◆ 卒業後のライフステージの接続期において、各所属学校等から障害の状態や配慮事項、関係機関等の情報を適切に引き継ぐとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図ります。

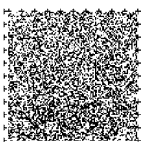
2 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現

- ◆ 特別な支援が必要な児童生徒が地域の学校に在籍し、障害のない児童生徒と「共に学ぶ」場合に効果的な教育方法や校内体制の確立に向けて、モデル校やモデル地域を指定して、各種専門家や指導主事、特別支援学校地域支援担当者等を派遣します。
- ◆ 個々の教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画」等を活用した具体的支援の実践例を集積し、その普及啓発を図ります。
- ◆ 教育の機会均等の趣旨に則り、児童生徒の健康管理に配慮した学習機会の保障に努めるため、医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校に看護師を配置し、経管栄養や喀痰吸引等を行います。また、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送るため、医療的ケアコーディネーターを中心とした教職員と看護師の連携や医療的ケアに関する研修を実施するなどして、校内の全教職員が共通理解し、医療的ケアを行う体制の整備を進めます。
- ◆ 大学や関係機関との連携を図りながら、ICTを活用した指導方法の工夫及び教材等の充実に向けたモデル事業等を実施します。
- ◆ 県立特別支援学校のセンター的機能の認知が進んできたことで、特別支援学校からの幼稚園、小・中、高等学校等における助言等の件数が増加しておりますが、なお一層の充実を図ります。また、高い専門性をもつ人材の更なる確保に向け、大学や各研修機関と連携し、特別支援学校教諭免許状の更なる取得促進を図ります。
- ◆ 特別支援教育コーディネーターは、学校内や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役となり、保護者に対する学校の窓口として役割を果たせるように養成が進んできましたが、次世代の養成や新たなニーズが増加している高等学校への相談対応にも努めます。



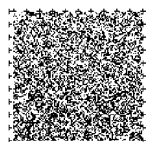
特別支援学校のコーディネーターを
対象とした研修会

- ◆ 狭あい化への対応を図るため、仙台圏域における特別支援学校の新設、県有財産や廃校となった小・中、高等学校等の校舎や余裕教室を活用した知的障害特別支援学校の分校等の設置、複数の障害種部門の併置・併設などを検討します。



3 共生社会の実現を目指した理解の促進

- ◆ インクルーシブ教育システムの推進に当たり、その理念等を地域社会が理解し、協力を得られるよう、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地にある小・中学校において交流及び共同学習を行い、社会参加や地域における特別支援教育に関する一層の理解促進を図ります。また、モデル事業等の実施を通じて、障害のある児童生徒への合理的配慮のあり方について検討を進めます。
- ◆ 各市町村におけるインクルーシブ教育を推進するため、市町村教育委員会の要請に応じ、特別支援教育の経験が豊富な職員を派遣して、本人・保護者との合意形成に努めるなど、教育支援体制の一層の充実を図るとともに、障害のある児童生徒の適切な就学を支援します。



第3節 雇用・就労の促進

現状と課題

(雇用・一般就労)

- ◆ 平成29年6月1日現在の県内の民間企業(50人以上規模の企業1,396社)における障害のある人の雇用者数は5,357.5人(前年比+184.5人),実雇用率は1.94%(同+0.06ポイント)と、いずれも過去最高となりましたが、法定雇用率2.0%に達していないほか、全国平均(1.97%)も下回っている状況にあり、一層の雇用機会の創出が求められています。
- ◆ また、平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の一部改正が行われ、障害のある人が働くに当たっての合理的配慮が規定される(平成28年4月1日施行)とともに、法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人が加えられることとなり(平成30年4月1日施行)、こうした制度改正への対応も必要となっています。
- ◆ 基礎調査の結果では、最優先で取り組んでほしい施策の2番目に「働ける場の確保(28.5%)」が挙げられているほか、仕事・就職の困り事として、「給料・工賃の安さ」や「勤務状況の調整」、「職場での人間関係」などが挙げられています。

(福祉的就労)

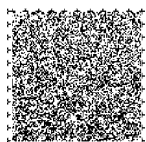
- ◆ 県が平成27年12月に策定した「第二期宮城県工賃向上支援計画」では、本県における就労継続支援B型事業所の平均工賃月額を平成29年度までに23,000円とする目標を掲げていましたが、平成28年度における平均工賃月額の実績は18,695円と目標達成は困難な状況にあり、今後一層の工賃向上に取り組む必要があります。

(能力開発)

- ◆ 障害のある人の就労意欲の高まりが見られる一方、仕事に就くこと自体や業務の適性など、不安を有する人も多いことから、このような不安を解消し、自信を持って働くことができるよう、資格の取得やスキルアップ等の支援を引き続き行っていく必要があります。
- ◆ 障害のある人の就業や職業的自立を促進するためには、教育関係機関、社会福祉関係機関、ハローワーク、職業訓練機関などの関係機関が相互に連携し、就業に向けての相談、職業能力等の評価、職業訓練、職業指導、就職後の定着支援まで、障害のある人の能力及び適性や障害の状況に応じた一体的な支援等の連携施策を着実に展開していくことが求められています。
- ◆ 情報通信技術は、障害のある人の情報入手や意思伝達の手段だけでなく、システムエンジニアやプログラマーをはじめ一般事務においても、その活用スキルは就労に際し幅広く求められることから、引き続き情報通信技術の活用能力のスキルアップに取り組む必要があります。

(教育機関との連携)

- ◆ 特別支援学校(高等部)卒業後の進路は、就労を希望する生徒本人の意向を尊重し、また適性に応じた仕事等に従事できるよう、引き続き関係機関との連携した支援が必要です。



施策の方向

1 啓発活動の推進

- ◆ 毎年9月の「障害者雇用支援月間」に「宮城県障害者雇用支援のつどい」を開催し、障害者雇用の優良事業所や優秀な勤労実績を有する障害のある人を表彰するほか、講演会の開催など、県内企業等に対する障害のある人の雇用について啓発を図ります。

- ◆ 「障害者雇用支援月間」及び毎年12月の「障害者週間」にあわせ、県庁ロビーにおいて県内の就労支援事業所の活動を紹介するとともに、作成した商品等の展示販売を行う「働く障害者ふれあいフェスティバル」を引き続き開催し、県民の理解と障害のある人の働く意欲を喚起します。



県庁1階で開催された
「働く障害者ふれあいフェスティバル」

- ◆ ハローワークや障害者就業・生活支援センター、宮城障害者職業センター等との関係機関と連携し、企業訪問等による障害者雇用の普及啓発や雇用のための助言等を行います。
- ◆ 企業・職場等における障害等への一層の理解が求められることから、民間企業等を対象に、精神障害を含む障害のある人の雇用事例等の情報提供を行うセミナー等を開催し、障害のある人の雇用促進・定着を支援します。

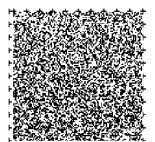
2 障害者雇用率の向上(雇用・一般就労及び就労定着に向けた支援)

- ◆ 引き続き、県内の経済団体に対して、障害のある人の雇用促進・維持等に関する要請を行うとともに、県内事業所に対して、宮城労働局等の関係機関とともに雇用に関する要請を行います。
- ◆ 就職面接会の開催など、就労を希望する障害のある人と企業とのマッチングに取り組みます。



障害のある人と企業の就職面接会

- ◆ 県職員の採用に当たっては、これまでも身体障害のある人を対象とした採用選考考査を実施し、その中で手話通訳や点字による考査を行ってきたほか、一部の競争試験においても点字試験を実施する取組を行っており、引き続き障害のある人の受験機会の拡大を図るとともに、市町村職員への障害のある人の雇用についても、積極的な取組の働きかけを行います。
- ◆ 一般就労を希望する障害のある人が県庁等の職場で事務等を経験することにより、就職に



向けた社会人としてのマナーや職業能力の向上が図られるよう支援します。

- ◆ 障害者就業・生活支援センターの相談能力等の向上のため、セミナーや研修会等を開催するとともに、各センター間の連携を進め、すべてのセンターの支援機能の向上を図ります。
- ◆ また、「障害者就業・生活支援センター」を中心に一般就労の場を確保するため、企業等の開拓に取り組みます。
- ◆ 積極的に障害のある人を雇用している県内の中小企業から物品及び役務を調達することにより、雇用・一般就労の促進を図ります。
- ◆ 就労移行支援事業と企業等とが連携し、障害のある人が企業等で長く働き続けられるための研修の実施に取り組み、雇用の安定化を図ります。
- ◆ 若年性認知症の人や家族、雇用している企業等を支援するため、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、相談体制を整備します。
- ◆ 若年性認知症の人が一般就労中に発症した場合には、関係機関と連携して雇用の継続を支援します。

3 福祉的就労の促進と工賃向上に向けた支援

(就労支援施設の整備)

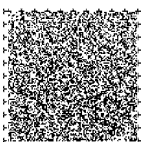
- ◆ 「宮城県障害福祉計画」に基づき、引き続き、身近な地域で就労関連サービスが受けられるよう、サービス事業所の計画的な整備を推進します。

(工賃向上に向けた取組等)

- ◆ 第二期（平成27年度から29年度まで）の実績を踏まえ、「第三期宮城県工賃向上支援計画（平成30年度から32年度まで）」を策定し、引き続き、就労継続支援B型事業所等が工賃向上計画を策定するために必要なアドバイザーの派遣や、策定した計画等を実践するための経営コンサルタント等の派遣を行います。
- ◆ 就労支援施設等における生産性の向上及び労働環境の改善を図るため、異業種交流や専門家派遣等の支援を行います。
- ◆ 工賃引上げの好事例の発表の場を設け、事業所職員等の意識改革とともに、他の事業所等へノウハウ等の普及浸透を図るための研修会等を開催します。
- ◆ 県庁18階において就労支援事業所が営業するレストランを設置し、公共施設における就労の場を提供するとともに、就労支援施設による製品等の情報発信を支援します。
- ◆ 障害者優先調達推進法に基づき、行政機関による就労支援施設等から積極的な物品及び役務の調達を推進するとともに、障害者施策推進協議会（障害者差別解消支援地域協議会）の構成団体をはじめとする関係機関による調達を積極的に働きかけ、市場の開拓に取



工賃向上のための事業所と
コンサルタントとの打ち合わせ

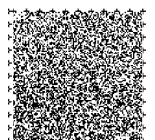


り組みます。

- ◆ 商品開発や販路拡大の業務に従事する人員を配置する等の支援を行うとともに、大量受注や共同販売にも対応できるよう、共同受注体制の強化等に引き続き取り組みます。

(職業能力開発の促進)

- ◆ 宮城障害者職業能力開発校において、就業に必要な職業能力の開発・向上を図るため、雇用のニーズに即した職業訓練を実施するとともに、就業を促進するため、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、実習協力企業の開拓、当該企業における訓練生の実習等を通じて企業との信頼関係の構築を図ります。
- ◆ 知的障害のある人を対象とした居宅介護職員初任者研修を引き続き実施し、資格取得の支援及び就労意欲の向上を図ることにより、職域開拓及び雇用の実現を図ります。
- ◆ 障害のある人へのITの普及定着を推進する「みやぎ障害者ITサポートセンター」において、引き続き就労に向けたIT研修や相談対応を行うことにより、就労支援を図ります。
- ◆ 発達障害のある人の職業的自立を促進するため、職業能力開発に取り組みます。また、企業等における発達障害に対する理解の促進を図り、企業ニーズと個々の特性を一致させるための就業支援を、関係機関と連携し一体的に取り組む体制を構築していきます。
- ◆ 特別支援学校と企業間の連携を強化し、職場の開拓及び生徒の実習受入先の開拓を行う機能の充実を図ります。このことにより、職場や実習内容に関する情報と実習体験の場を提供し、生徒一人一人のニーズに応じた就労支援を行います。



第3章 安心して生活するために

第1節 相談支援体制の拡充

現状と課題

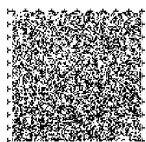
- ◆ 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害のある人やその家族の意思を尊重し、様々なニーズや心身の状況に応じたきめ細かな対応が可能となる体制整備が必要です。
- ◆ このため、身近な地域で相談支援を受けることのできるよう、相談支援事業者や市町村の相談窓口等の体制を構築し、心身の状況や障害の特性等に応じたサービス等につなげていくことが重要です。
- ◆ 特に、障害のある子どもの親は、養育、医療、教育、就労など様々な将来への不安を抱えることになるため、子どもへの対応はもとより、親に対する心のケアについて、積極的にかかわっていく必要があります。気軽に様々な相談が受けられる場を、身近な場所に作る必要があります。
- ◆ また、県内に配置されている民生委員及び児童委員は、各担当区域内の実情を把握するための社会調査や相談活動などを担っており、これらの民生委員等とも連携を図っていく必要があります。
- ◆ しかしながら、基礎調査の結果では、障害のある人の相談相手として「家族・親戚（69.5%）」及び「友人・知人（24.9%）」と回答した割合に比べ、「役所の窓口（11.6%）」及び「相談支援事業所（15.9%）」等と回答した割合は低い水準にとどまっており、相談支援体制の一層の充実が求められています。
- ◆ こうしたことから、地域における相談支援の中核機関であり、市町村が運営する基幹相談支援センターを中心に、相談支援人材の計画的な育成を図るとともに、県及び市町村（広域設置含む。）の自立支援協議会による相談支援関係機関の有機的なネットワークを通じた相談支援体制の整備・活性化を進める必要があります。
- ◆ さらに、平成27年4月から障害福祉サービスを利用する全ての人について、サービス等利用計画の提出が必要となったこと等を受け、当該計画案の作成を担う相談支援専門員の養成及び資質向上等に一層取り組んでいく必要があります。

施策の方向

1 相談支援の充実強化

（相談支援従事者の育成等）

- ◆ 相談支援従事者等を対象とした研修（初任者研修、現任研修及び専門コース別研修）を定期的実施し、相談支援従事者等の技術向上を図るとともに、研修の受講定員を増やすなどして、受講機会の拡充にも努めていきます。
- ◆ 地域の課題や困難ケースに対応できるアドバイザーを市町村や各地域自立支援協議会に派遣すること等により、相談支援に関する基盤整備を進めていきます。



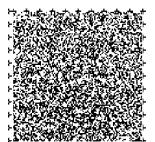
- ◆ 過去に相談支援従事者研修を修了し、資格を有しているものの現在は計画相談支援業務に従事していない「潜在的有資格者」が再度現場で活躍できるための環境整備等を図ります。

(障害特性に応じた相談支援体制の充実)

- ◆ 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの運営を支援し、地域の実情に応じた総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業所に対する指導・助言や、人材育成支援等を通じた相談支援体制の強化を図ります。
- ◆ 在宅の障害のある人（重症心身障害児者、知的障害のある人、身体障害のある人など）の地域における生活を支えるため、市町村が実施する障害者相談支援事業と連携を図りながら、障害のある人やその家族等が身近な地域で療育相談や指導が受けられる相談支援体制を構築します。
- ◆ 宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」を運営し、発達障害のある人やその家族、支援者に対して乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した相談支援等を行います。また、関係機関等との連携の下、センターの機能強化に向けた検討を進めます。
- ◆ リハビリテーション支援センターや各保健福祉事務所を中心として、市町村と連携しながら、高次脳機能障害のある人等に対する相談支援や、リハビリ専門職チームによる巡回相談を行うとともに、普及啓発・支援者育成のための研修事業等を行います。また、医学的な側面からの評価・支援を行うため、地域の拠点病院による、高次脳機能障害のある人の社会復帰に向けた相談支援や保健医療関係者等を対象とした専門研修等を支援します。
- ◆ 難病患者等に対する相談支援等を行うため、保健福祉事務所に加え、「宮城県難病相談支援センター」及び「小慢さぽーとせんたー」を運営し、患者の悩みや不安の解消を図ります。

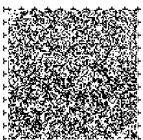
2 利用者本位のサービスの提供

- ◆ 障害のある人の様々なニーズをくみ取り、それに対するサービスを提供するためには、本人の意思を的確に把握することが必要であり、障害者ケアマネジメント手法に基づくニーズアセスメントと個別支援計画の作成を通じ、利用者本位のサービス提供を推進します。
- ◆ また、適切なサービスの提供と併せ、より質の高いサービスを提供するために、その支援に用いられる知識と技術の向上を図るとともに、個別支援計画に基づく支援が適切に行われるよう関係機関によるチームアプローチのために必要な取組を推進します。
- ◆ サービスの提供に当たっては、障害のある人の自己決定によるサービスが適切に行われるように、市町村や関係機関と連携しながら、利用者の意思を適切に把握し、より質の高いサービスを提供するための知識・技術の向上を図ります。
- ◆ 上記のプロセス等を徹底するため、県の障害者自立支援協議会などの場において、市町村や各地域自立支援協議会、各基幹相談支援センター等の関係機関と定期的な情報交換等を行い、地域課題や個別支援事例の共有を図ります。



3 地域支援体制の整備

- ◆ 障害のある人，障害のある子どもの保護者又は障害のある人の介護を行う人たちの様々なニーズに対応していくため，保健，医療，福祉，教育，労働等の関係機関で構成する地域自立支援協議会を活用し，地域の現状，課題を共有しつつ，新たな社会資源の開発等に向けた取組を進めていきます。
- ◆ 市町村が実施する障害者相談支援事業と連携を図りながら，障害があるかわからない状態（障害の受容ができない状態を含む。）であっても適切な相談や指導を受けることができる体制の整備を図ります。
- ◆ 地域の民生委員・児童委員や障害者相談員等が行う相談活動を通じ，現に支援を受けていない障害のある人を適切な支援へと結びつけられるよう，民生委員・児童委員等に対して，障害や障害のある人に関する情報提供等が行われるよう市町村に対して助言を行います。



第2節 生活安定のための支援

現状と課題

- ◆ 障害のある人が、地域で安定した生活を営み、社会的な自立を促進するためには、所得保障の充実や経済的負担の軽減等を図る必要があります。
- ◆ 基礎調査の結果においても、最優先で取り組んでほしい施策として「年金・手当などの充実（43.2%）」を挙げた方が最も多く、「医療費の負担軽減（25.8%）」も3番目に多い結果になるなど、所得保障の充実を望む割合が非常に高くなっています。
- ◆ また、所得保障の充実を望む障害のある人は、「働ける場の確保」や「障害に対する理解の促進」を同時に望んでいる傾向にあり、こうした施策を総合的に展開することで障害のある人の経済的自立を支援していくことが求められています。

施策の方向

1 年金、手当等の充実

- ◆ 障害基礎年金，特別障害者手当，特別児童扶養手当等の充実について，引き続き国に働きかけるとともに各種制度の周知を図ります。

2 経済的負担の軽減

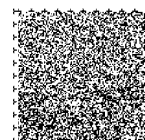
- ◆ 重度の障害のある人が医療機関で受診等した場合の自己負担分を実施主体である市町村とともに助成する心身障害者医療費助成制度の適正な運営を図るとともに，全国一律の制度となるよう国に働きかけていきます。
- ◆ 施設等への移動に要する費用の軽減を図るため，関係機関と連携し，各種運賃や料金の割引制度の活用について周知を図ります。
- ◆ 通院に介護を必要とする小児慢性特定疾病医療費助成事業対象患者等の通院に関する介護に要する費用を助成します。

3 生活福祉資金の貸付け

- ◆ 障害のある人の経済的自立と社会参加を支援するため，社会福祉法人宮城県社会福祉協議会において，事業を営むために必要な資金や生活安定のための資金等を貸し付けます。

4 公費負担医療制度の運用

- ◆ 心身の障害状態の軽減を図り，又は，身体の障害を除去，軽減するために必要な自立支援医療（精神通院医療，更生医療及び育成医療）を給付します。
- ◆ 精神障害のある人の医療及び保護を図るため，措置入院に係る医療の給付を行います。
- ◆ 指定難病や小児慢性特定疾病等の治療に関する患者・家族の経済的負担を軽減するため，医療保険の自己負担分の全部又は一部に相当する助成を行います。



第3節 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備

現状と課題

(在宅サービス)

- ◆ 障害のある人が、安心して日常生活及び社会生活を在宅で送るためには、訪問系サービス（居宅介護等）や日中活動系サービス（生活介護等）など、障害者総合支援法等に基づく各種サービスの量と質の双方を一層充実させることが必要であるほか、障害のある人の介護等を行う家族や支援者の負担を軽減し、地域全体で支えていく仕組みづくりが求められています。
- ◆ 基礎調査における「今後利用したい福祉サービス」についての質問でも、「地域で暮らしていくための支援（15.0%）」や「配食サービス（10.9%）」、「補装具費の支給や日常生活用具の給付（9.6%）」、「外出時に必要な支援（9.4%）」、「身体機能や生活能力の向上など自立のための訓練（8.6%）」、「住宅改修（8.3%）」など、在宅生活の継続に向けた様々な支援が求められていることがうかがえます。
- ◆ また、65歳以上の障害のある人については、原則として介護保険サービスを利用することになりますが、介護保険に相当するサービスがない場合や保険給付の支給量が不足する場合等については、障害福祉サービスも併せて利用できることから、市町村や関係機関と連携しながら、心身の状況等に応じたサービス提供がなされるよう配慮する必要があります。

(地域生活への移行)

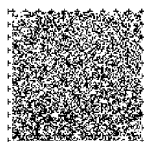
- ◆ 障害のある人の自立支援の観点から、障害者支援施設等からの地域生活への移行は非常に重要ですが、退所後の住まいの場となるグループホーム等は必要数を満たす整備状況にはなく、地域生活への移行は十分に進んでいるとは言えない状況にあります。
- ◆ また、現在は家族（親）の介護により、在宅で生活している障害のある人の場合でも、親亡き後の住まい等について不安を感じている人もいることから、それぞれの障害特性に配慮した生活の場を整備・支援していく必要があります。

(施設サービス)

- ◆ 重度の障害のため、在宅での生活が困難である人にとって、施設サービスを行う障害者支援施設等は生活の場として極めて重要であることから、入所者の生活の質の向上に向けた個別支援の充実が求められています。
- ◆ 特に、県立施設については、事業採算性の観点等から、民間での対応が困難な障害のある人の受入（セーフティネット機能）や、民間施設等での支援が一時的に困難となった障害のある人の緊急受入及び再入所に当たっての適切な指導・助言等（バックアップ機能）のほか、他の施設等の優れた取組に関する情報提供等を通じた県全体の支援技術の底上げ（コーディネート機能）等が期待されています。

(介護人材の育成・確保等を通じたサービスの質の確保)

- ◆ 子育て支援・高齢者福祉など、他の福祉分野を含めた介護人材の不足は全国的な課題となっており、介護職員の給与水準の向上やキャリアアップ制度の拡充など、処遇改善と質の向上の両面から人材育成・確保に取り組む必要があります。



施策の方向

1 在宅サービス等の提供体制整備

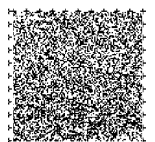
- ◆ 「宮城県障害福祉計画」に基づき、在宅で生活する障害のある人が、身近な地域で適切なサービスを受けられるよう、サービス事業所等の計画的な整備を推進します。

2 地域における生活の場の確保

- ◆ 国の補助事業を活用しながら、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所の創設や改修に要する費用の一部を補助します。
- ◆ 精神障害や重度の障害のある人に対応するグループホームの整備や、既存のグループホームにおける建築基準法や消防法への適合等を目的とした大規模修繕等に要する費用の一部を補助します。
- ◆ 「相談（地域生活移行・親元からの自立）」、「体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）」、「緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）」、「専門性（人材の確保・養成、連携）」及び「地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）」の機能を担う「地域生活支援拠点等」の整備に要する費用の一部を補助します。
- ◆ 県立障害者支援施設「船形コロニー」については、外部有識者を交えた検討会を踏まえて策定した整備基本構想に基づき、民間施設のバックアップ及び地域の社会資源のコーディネートといった新たな役割を担うべく、平成35年度の全面供用開始に向けて整備を進めます。
- ◆ 県、市町村及び民間関係団体が会員となっている「宮城県居住支援協議会」において、障害のある人を含む住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に向けた居住支援のあり方などについて意見交換等を実施するほか、居住支援法人の指定など新たな住宅セーフティネットに対応した体制づくりを進めます。

3 各種生活訓練等の充実

- ◆ 身体障害のある人に対して、日常生活用具等を利用した生活行動訓練や、残存機能の維持・向上のための機能回復訓練等を実施します。
- ◆ 視覚障害のある人の家庭生活や社会生活に必要な訓練指導や講習会等を実施するとともに、中途失明者の社会復帰を促すため各種相談への対応や、訓練指導員の派遣による生活訓練の充実を図ります。
- ◆ 聴覚障害のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うとともに、年金・保険制度や金銭問題等、社会生活上必要な知識を得るための講習会等を開催します。
- ◆ 喉頭摘出により、音声機能に障害のある人に対して、発声訓練とその指導者の養成を行います。



- ◆ ストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設している障害のある人に対して、ストーマ用装具の選定や、ストーマ周辺の皮膚炎症等の予防及び社会生活に関する講習会を開催します。
- ◆ 呼吸器機能に障害のある在宅の酸素療法者に対して、酸素濃縮器を使用する際の電気料金への助成を実施主体である市町村とともにを行います。
- ◆ 障害のある人の自立と社会生活に必要な身体障害者補助犬（盲導犬，聴導犬及び介助犬）を育成する事業者に対して，育成費用の一部を補助するとともに，補助犬に対する県民の理解を促進します。
- ◆ 高齢となった障害のある人が円滑に介護保険サービスを利用できるよう，市町村やサービス事業者等に対して，制度の適切な運用等についての周知を図ります。

4 福祉用具の普及促進等

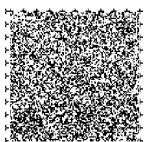
- ◆ 補装具や日常生活用具等の福祉用具の活用は，障害のある人の自立支援と社会参加の促進だけでなく，介護者の負担軽減の観点からも重要であることから，リハビリテーション支援センターを中心として，用具の適切な使用方法の啓発等を行うとともに，個々の利用者のニーズや利便性に配慮した用具の適合調整を総合的に行う体制の構築を進めます。
- ◆ 介護研修センター等での住宅改修相談の充実，更には介護負担の軽減と障害のある人の自立を支援するための介護機器・介護用品の普及促進，バリアフリー住宅の整備など，在宅ケアを容易にする住まいの環境の整備を推進します。

5 施設入所支援の充実

- ◆ 障害者支援施設等については，各圏域における訪問や日中活動事業を行う事業所の整備状況を踏まえた地域生活移行の推進が図られるとともに，地域福祉の拠点としての施設機能を強化し，施設の持つ介護機能等が地域に提供されるよう支援を行います。
- ◆ 県立の障害者支援施設は，事業採算性などにより民間施設では対応が困難な分野などについて，民間事業者への指定管理委託を行うことにより，民間事業者の専門性を生かしつつ効果的，効率的な施設運営を図ります。
- ◆ 施設の老朽化やバリアフリー化への対応等が求められている県立障害者支援施設「船形コロニー」については，引き続き県全域におけるセーフティネット機能を担うべく，再整備を進めます。

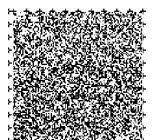
6 介護人材の育成・確保とサービスの質の向上

- ◆ 介護職員の給与水準向上や，能力や資格等に応じたキャリアアップ体系の構築，人員配置やケアの質に応じた適切な介護報酬等，全国的に推進すべき介護人材対策について，国等に対して働きかけを行うとともに，市町村等と連携し，関連制度の積極的な情報発信を行います。
- ◆ 市町村等と連携し，適切なサービスの提供や人材育成等を含めたサービス事業者に対する



実地指導等を行います。

- ◆ 平成30年4月に施行される障害者総合支援法等の改正に伴い、サービス事業者の情報公表制度を運用します。
- ◆ サービス種別や職種、経験年数等に応じた研修メニューの充実や、介護職員が受講しやすい環境整備を行うとともに、多様なケアに対応できる人材の育成を通じた介護人材の流動化を進めます。
- ◆ 福祉系の大学や専門学校の学生の障害福祉分野への就職を促進するため、在学中に障害福祉関係施設での実践研修・現場体験ができるような環境の整備を図ります。
- ◆ 引き続き、手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援を担う人材の計画的な育成に取り組みます。
- ◆ 介護現場の負荷軽減等に取り組むサービス事業者に対し、異業種を含めたアドバイザーの派遣等を行い、介護職員の職場定着を促進します。



第4節 保健・医療・福祉等の連携促進

現状と課題

(障害等の予防・医療等)

- ◆ 基礎調査の結果によると、障害のある人のうち、入院している又は定期的（月1回以上）に医療機関に通院している人の割合は7割以上（74.0%）となっており、その結果として、医療費の負担軽減を望む声が多くなっていることがうかがえます。
- ◆ また、基礎調査からは、早期発見・早期療育が有効とされる発達障害に対する支援や、外見からは障害があるとわかりづらい高次脳機能障害者に対する支援及び重度の障害のある人を中心とした医療的ケアの充実を求める声が増えてきていることがうかがえます。
- ◆ このため、妊娠、出産期や幼児期から高齢期に至るまで、切れ目のない保健、医療、福祉サービスの提供や、障害の重度化や疾病の予防、早期発見・適切な治療へとつなげていく体制の整備が重要です。
- ◆ 特に、乳幼児期は心身の諸機能が発達する一方、病気や異常を来しやすいため、乳幼児の健康診査や相談・指導を充実し、障害等の早期発見に努め、早期の対応につなげていくことが大切です。
- ◆ また、がん、循環器病（心臓病、脳血管疾患等）、糖尿病などの生活習慣病による死亡者は全死亡者の約6割を占めているとともに、生活習慣病の発症により、障害を伴う可能性が高いことなどからも、その予防が重要となっているほか、経口による栄養摂取や嚥下・音声機能の維持等の観点から、障害のある人への口腔ケアの重要性が高まっています。

(難病対策)

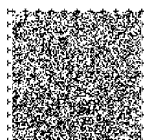
- ◆ 平成25年4月から難病等が障害者総合支援法の対象となり、以降、対象疾病の追加拡大が順次行われてきましたが、これに伴う制度の浸透や、適切なサービスへとつなげる体制づくりが求められています。

(リハビリテーション)

- ◆ 障害のある人が家庭及び地域社会において自分らしい生き方で、充実した人生を送るためには、より身近な地域で、個々の身体機能に合わせた医療的・職業的・教育的・社会的視点からの適切なリハビリテーションの提供が重要です。
- ◆ しかしながら、施設やリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士）の確保等の理由から、地域によっては十分なリハビリテーションが提供されていない状況となっています。

(心の問題・精神疾患への対応)

- ◆ 東日本大震災の影響により、被災者の継続的な心のケアが課題となっているほか、自死・ひきこもり等を含めた心の問題を抱える人が増加しており、早期対応のための普及啓発活動や相談支援体制の整備に積極的に取り組む必要があります。
- ◆ また、精神症状の急激な悪化等により緊急な医療が必要となった場合の精神科救急医療については、現在、休日昼間の病院群輪番制と通年夜間（午後10時まで）の診療体制を確保していますが、精神障害のある人の地域生活移行の観点からも、24時間・365日の受入体制の整備が求められています。



施策の方向

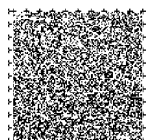
1 保健・医療・福祉等の連携促進

(保健・医療の推進)

- ◆ 平成30年度から35年度までの6年間を計画期間とする「第7次宮城県地域医療計画」に基づき、県民の医療に対する安心・信頼を確保し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図ります。
- ◆ 先天性代謝異常等の検査を実施し、疾病の早期発見・早期治療を行い、早期療育に努めます。
- ◆ 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るために、新生児聴覚検査の啓発を行い、関係機関の連携体制づくりに取り組みます。
- ◆ 心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、子どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな母性や父性を育むため、母子保健と学校保健の連携等により、思春期保健対策を進めます。
- ◆ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の市町村設置を支援することにより、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図ります。
- ◆ 心身に障害のある、あるいは障害をもつ可能性のある児童に対して、療育に関する相談指導等保健・医療・福祉及び教育の関係機関が連携して対応します。
- ◆ 地域保健法等に基づき、広域的、専門的、技術的拠点として、保健所の機能強化を図ります。
- ◆ 地域保健の拠点となる市町村の保健センターの整備を促進します。あわせて、その活動に対し、必要に応じ助言等を行います。

(健康づくりの推進)

- ◆ 訪問指導の充実を図るとともに障害のある人が検診を受診しやすい体制づくりや予防知識の普及啓発、ヘルパー等に対する研修などを進めることにより、障害のある人の健康づくりを推進します。
- ◆ 在宅の障害のある人に訪問健康診査等の機会を拡大し、医療機関への受診が困難な障害のある人の健康維持を図ります。
- ◆ 「宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、障害のある人が利用可能な歯科医療サービスの情報提供、在宅歯科医療連携室の設置等を行い、障害のある人の歯と口腔の健康づくりを促進します。
- ◆ 障害の重度化予防等の観点から、有効性の高い障害者検診のあり方について研究等を進めます。



(リハビリテーションの推進)

- ◆ 障害のある人等が住み慣れた地域で生涯にわたっていきいきとした生活を送れるよう、保健、医療、福祉の関連機関が、支援対象者の状況やニーズに応じた支援の方向性等の情報を共有し、地域におけるリハビリテーション体制の充実を図ります。
- ◆ 市町村が行う身体障害のある人の日常生活を支える補装具費の給付・決定に当たり、専門的な技術支援を行います。
- ◆ リハビリテーション専門職の養成校卒業予定者や在宅の有資格者を対象に、専門職の確保に向けた事業や、就職年数等に応じた研修会の実施等を行います。

(難病対策の推進)

- ◆ 障害者総合支援法の対象となる難病等について、難病等患者が適切なサービスを受けられるよう、市町村や関係機関等と連携して制度の周知を徹底します。
- ◆ 「宮城県難病相談支援センター」、「難病医療連携センター」及び「小慢さぼーとせんたー」を運営し、難病患者やその家族等の悩みや不安の解消と適切なサービスへとつなげる体制づくりを推進します。

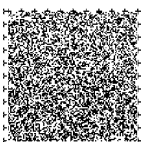
2 救急医療体制の整備

- ◆ 事故による外傷や脳血管疾患の後遺症による障害の発生や軽減のためには、適切な救急医療を受ける必要があります。そのため、初期救急、二次救急及び三次救急それぞれの役割分担と連携により、救急医療体制の強化に努めます。
- ◆ 精神科救急については、民間精神科病院や関係機関の協力を得て24時間、365日の精神科救急患者の受入れを目指すとともに、身体合併症に応じた適切な医療の提供が可能となるよう、精神科救急医療システムの充実を図ります。

3 精神疾患対策の拡充

(心の問題・精神疾患の予防等)

- ◆ 精神保健福祉センターでの相談・診療、保健福祉事務所や市町村での精神保健福祉相談により、精神疾患（アルコール問題、ひきこもり対策等を含む）の予防と早期発見を促進するとともに、社会復帰にむけた体制づくりを推進します。
- ◆ 一般県民を対象とした研修の開催等により、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を図り、早期受診及び早期治療の促進を図ります。
- ◆ 精神科病院に入院している精神障害のある人の入院の長期化防止や、長期入院者を含め地域生活への移行を促進するため、医療機関に配置される退院支援相談員や市町村、保健所、障害福祉サービス事業所などの一層の連携を図ります。
- ◆ 精神障害のある人が安心して地域で暮らせるための課題の共有や必要な体制の整備を図るため、市町村、圏域及び県のそれぞれに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。



- ◆ 若年層を中心に精神疾患を発症した場合の未治療期間の短縮，重症化予防のため，教育機関等と連携し普及啓発を行うなど，若者の精神疾患を含めたメンタルヘルスへの関心を高める取組を推進します。
- ◆ 精神状態の悪化等を未然に防ぐため，精神障害のある人及びその家族からの精神的不安等の相談に応じる電話相談窓口を設けます。
- ◆ 妊産婦のメンタルヘルス評価に基づいた精神症状や機能障害の重症度を把握し，妊産婦の抱える問題の内容や重症度に応じた適切な対応を図るため，母子保健関係機関と周産期医療機関及び精神科医療機関との連携を進めます。
- ◆ 子どもの健やかな成長を図るため，子ども総合センター内に設置した精神科医を中心とする「子どもメンタルクリニック」において，高度なケアを要する子どもやその家族の相談，診療，指導を行うとともに，保育所，学校，市町村など関係機関に対する専門的な支援活動等を実施します。

（被災者の心のケア等）

- ◆ 東日本大震災の影響による被災者の心の問題（心的外傷後ストレス障害，うつ，アルコール問題，摂食障害，自死等）に対応するため，精神科医や精神保健福祉士，心理職，保健師等の専門職を配置した「みやぎ心のケアセンター」を拠点として，引き続き，メンタルヘルス関連情報の提供等の普及啓発，被災者等からの相談支援，支援に関わる専門職の育成支援等に取り組めます。
- ◆ 東北大学に寄附講座を設置し，心のケアセンターと連動した支援者の人材育成や調査研究等を行います。
- ◆ 被災者の心の問題については，継続的・長期的な対応が必要と考えられることから，震災復興計画の満了後（平成33年度以降）の心のケアセンター等のあり方について検討を進めます。
- ◆ 東日本大震災で得られた知見等を踏まえ，大規模災害等の発生時において，被災地域の精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の継続的な体制整備を行います。



石巻市で開催された心のケア交流会



(ひきこもりケア体制の整備)

- ◆ ひきこもりのケアについては、精神疾患の有無など医学的判断も含めた専門相談・早期支援が有効であるため、「ひきこもり地域支援センター」を設置・運営し、より相談しやすい体制の整備や関係職員の資質向上、市町村・保健福祉事務所・関係機関等とのネットワークづくりを推進します。

4 発達障害に対する支援

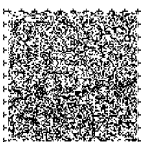
- ◆ 県が設置・運営する発達障害者支援センター「えくぼ」を中核として、発達障害のある人やその家族、支援者等に対し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した総合的な支援を行うとともに、発達障害の特性等に関する理解を促進するための研修事業や啓発活動を行います。



- ◆ 関係機関で構成する発達障害者支援地域協議会（宮城県発達障害者支援地域検討会）を設置し、地域の支援体制の課題の把握や、課題解決に向けた対応の検討を行います。
- ◆ 発達の遅れ等を早期に発見し、適切な療育へとつなげるため、幼児健診時におけるアセスメントツールの導入など、アセスメント手法について検討を行います。
- ◆ 発達の遅れのある子どもを育てた経験を持つ親に対し、ペアレント・メンターとなってもらうための研修事業等を行います。
- ◆ 身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、現任の保育士・幼稚園教諭等を対象に、発達の遅れが見られる子どもとその親を対象とした支援技術の向上を図るモデル事業を実施し、事業成果を他地域にも展開していきます。

5 高次脳機能障害に対する支援

- ◆ リハビリテーション支援センターや各保健福祉事務所等の専門職を中心として、高次脳機能障害のある人やその家族、支援者等に対して、電話・来所・訪問による相談支援を行います。
- ◆ 高次脳機能障害に関する研修会や事例検討会等を開催し、障害に関する普及啓発や支援者の人材育成を推進します。
- ◆ 県が指定した支援拠点病院における支援コーディネーターを中心として、高次脳機能障害に関する医学的側面からの支援や社会復帰の促進に向けた相談支援、地域の関係機関との連絡調整等を行う体制整備を推進します。



6 医療的ケア体制の整備

- ◆ 介護職員向けの喀痰吸引等研修について、広域的な実施により受講しやすい環境の整備を通じた研修修了者の増加を図り、医療的ケア等に対応できる人材の育成・確保を進めます。
- ◆ 利用待機が慢性化している療養介護事業所について、待機者解消に向けた取組を促進します。
- ◆ 医療的ケア等に対応した福祉型短期入所事業所及び訪問系・日中活動系サービス事業所、重度の心身障害のある人（重症心身障害児者など）等を受け入れる医療型短期入所事業所の不在・偏在の解消を図ります。
- ◆ 医療的ケアに対応できる事業所の情報連携の構築に取り組みます。



医療型短期入所事業所
(米谷病院)



第5節 防犯・防災対策の充実

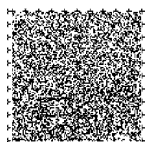
1 防犯対策の充実

現状と課題

- ◆ 障害のある人は、事故や犯罪等の被害者となる危険性が高いほか、警察への通報や相談にも困難を伴う場合が多いことから、地域の防犯活動を一層推進するとともに、情報の提供やコミュニケーション手段の充実を図る必要があります。
- ◆ また、障害者支援施設等の入所利用者の安全・安心を確保する観点から、地域に開かれた施設運営を行いつつ、適切な防犯対策に取り組む必要があります。

施策の方向

- ◆ 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民、関係団体等と連携しながら、地域における自主防犯活動の活性化を図るなどして、地域安全活動を推進します。
- ◆ 障害福祉サービス事業所等に対する指導の場などを通じて、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」を活用しながら、次の防犯対策の実施を促していきます。
 - ・ 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制、夜間等における施錠などの防犯措置の徹底
 - ・ 地元の警察署との合同防犯訓練を実施するなど、日頃からの警察等関係機関との協力・連携体制と有事における迅速な通報体制の構築
- ◆ 国の補助事業を活用しながら、防犯カメラ等の防犯設備設置に要する費用の一部を補助します。
- ◆ 県民からの多種多様な相談に適切に対応するとともに、地域の安全対策を推進するため、「警察安全相談員」及び「交番相談員」の体制強化を図ります。
- ◆ 聴覚障害のある人や音声言語機能障害のある人などの日常生活の安全を確保するため、県警に設置されている「メール110番」及び「FAX110番」についての周知を図ります。



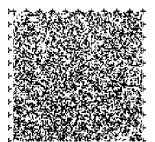
2 大震災の教訓を踏まえた防災対策の充実

現状と課題

- ◆ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、甚大な津波被害等により、多くの尊い命が失われました。また、長期にわたる避難所生活の中で体調を崩されるなどして亡くなられる震災関連死も多数にのぼりました。
- ◆ 平成28年8月に発生した台風10号による大雨により、岩手県の小本川が氾濫し、岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて多数の利用者が亡くなるという被害が発生し、平成29年6月に水防法等が改正され、河川の浸水の危険性のある区域及び土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者利用施設に避難確保計画の作成が義務づけられたこと等から、水害及び土砂災害対策も急務となっています。
- ◆ 障害のある人は、その障害の特性により、災害時の避難行動に際して、支援を必要とする場合が多い上、避難生活においても特別な支援を要する人が多いと考えられます。
- ◆ 基礎調査の結果でも、「災害時に一人で避難することができない」と回答した人は全体の39.5%を占めており、障害の程度が重い人ほどその傾向がより顕著となっています。また、一人で避難できない理由として、「自分で判断して行動することが難しい（58.0%）」、「介助者がいないと移動できない（49.4%）」、「避難所等での集団生活が難しい（33.8%）」などの意見が多数を占めました。
- ◆ こうしたことから、市町村を中心として、災害発生時において自ら避難することが難しい「避難行動要支援者」を事前に把握し、個人情報保護に配慮しつつ、要支援者ごとの特性に配慮した個別計画を定めておくことや、障害福祉サービス事業所等、地域住民、自主防災組織等など、避難支援等関係者と連携した地域における支援体制を平時から構築しておく必要があります。
- ◆ また、障害福祉サービス事業所等の社会福祉施設は、入所利用者の多くが災害時に支援が必要な人であることや、被災した障害のある人の受入れを求められることが想定されることから、それらを考慮した防災対策が強く求められます。
- ◆ さらに、大災害の発生時には、迅速で正確な情報の把握が必要となりますが、情報の収集やコミュニケーションが困難を伴う障害のある人のため、障害の特性や種別に配慮した情報伝達方法の支援も必要となるほか、福祉避難所の指定や医薬品等を含めた必要物資の調達・供給体制の整備も必要となります。
- ◆ 以上のように、県、市町村及び防災関係機関をはじめ各自がそれぞれの立場で各種の防災対策を講じるとともに、防災知識の普及、地域住民や関係機関の連携・協力体制を整備するなど、全ての人が共に助け合い安心して暮らせる社会をつくる必要があります。

施策の方向

- ◆ 東日本大震災の経験を踏まえた「宮城県地域防災計画（平成30年2月修正）」に基づき、地震や津波、風水害、原子力災害等に対する災害の予防対策、災害時の応急対策及び災害復旧・復興対策を総合的に推進するとともに、障害福祉サービス事業所等に対する説明会の開催や実地指導等を通じた理解の促進を図ります。



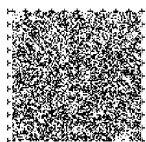
宮城県地域防災計画の主な概要

災害予防対策	災害に強いまちの形成，施設等の災害対策，ライフライン施設，危険物施設等，防災知識の普及，防災訓練の実施，地域における防災対策，ボランティアの受入，企業等の防災対策の推進，情報通信網の整備，防災拠点等の整備，相互応援体制の整備，医療救護体制の整備，火災予防対策，緊急輸送体制の整備，避難対策，避難受入対策，食料・飲料水・生活物資の確保，要配慮者・避難行動要支援者への支援対策，複合災害対策，災害廃棄物対策 など
災害応急対策	情報の収集・伝達，災害広報活動，防災活動体制，相互応援活動，災害救助法の適用，自衛隊の災害派遣，救急・救助活動，医療救護活動，消火活動，交通・輸送活動，避難活動，応急仮設住宅等の確保，相談活動，要配慮者・避難行動要支援者への支援活動，食料・飲料水・生活必需品の調達・供給活動，防疫・保健衛生活動，災害廃棄物処理活動，社会秩序維持活動，教育活動，防災資機材・労働力の確保，公共土木施設等の応急対策，ライフライン施設等の応旧復旧，危険物施設等の安全確保，二次災害・複合災害防止対策，ボランティア活動，海外からの支援の受入 など
災害復旧・復興対策	災害復旧・復興計画，生活再建支援，住宅復旧支援，産業復興支援，都市基盤の復興対策，義援金の受入・配分，激甚災害の指定，災害対応の検証 など

- ◆ 平成25年8月に国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び同年12月に県が策定した「避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」等に基づき，市町村等と連携し，障害のある人をはじめとする避難行動要支援者の安全確保対策に取り組むとともに，障害福祉サービス事業所等に対する説明会の開催や実地指導等を通じた理解の促進を図ります。

宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドラインの主な概要

平時における支援対策	市町村による全体計画・地域防災計画の策定，避難行動要支援者名簿の作成と適正な管理，個別計画の策定，福祉避難所の指定，要配慮者自身の取組（情報連絡カードの携帯，物資の備蓄，防災訓練への参加等）及び見守り体制の構築 など
災害発生時における支援対策	災害別（風水害・大規模事故等，津波を伴わない地震，津波を伴う地震）による発生時の対応，防災情報の伝達，避難誘導等の支援体制，避難所対策，福祉避難所の運営，応急仮設住宅への入居等 など
災害復興期における支援対策	各種保健福祉サービス等の継続，復興期におけるメンタルケアの実施及び要配慮者に対する生活再建支援 など



- ◆ 障害福祉サービス事業所等の耐震化や、消防法令等の改正に伴う大規模修繕、スプリンクラー設備や避難スペースの整備等に要する費用の一部を補助します。
- ◆ 県や市町村等による障害福祉サービス事業所等への実地指導等を通じて、各事業所の非常災害に関する具体的な避難確保計画の作成や、防災訓練の実施を指導します。
- ◆ 障害のある人の避難所等における意思疎通支援を担う手話通訳者や要約筆記者等の計画的な養成等を行います。
- ◆ 東日本大震災で得られた知見等を踏まえ、大規模災害等の発生時において、被災地域の精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）」の継続的な体制整備を行います。
- ◆ 東日本大震災で被災した障害のある人やその家族、支援者等の支援にあたった民間団体等と連携し、現に障害福祉サービス等の支援を受けていない「潜在的要支援者」をサービスに結びつける活動の必要性など、震災復興後の新たな課題の抽出と解決策の検討を行います。
- ◆ 東日本大震災において、視覚障害者の支援に課題を残したことから、「宮城県視覚障害者情報センター」に「地域連携推進員」を配置し、当事者団体や支援者団体と連携し、視覚障害者支援策を検討します。

